

## 適用除外

### (1) 適用除外について

屋外広告物は、多様な種類があり、社会生活の中に欠くことのできない日常的な習慣や祭礼、各種の行事等に利用されているものがある。

そこで、徳島県では屋外広告物の規制の中で、「適用除外」の規定をもうけ、規制の対象としない「一定の広告物等の範囲」を定めている。この「一定の広告物等の範囲」は、下表のとおりである。

例えば、「法令の規定により表示し、又は設置するもの」は、禁止地域、禁止物件及び許可地域に許可を受けずに表示することができる。

なお、適用除外されている広告物等についても、3年に1度程度は保守点検を行い、破損、倒壊又は落下等の恐れが無いようにしなければならない。

表1 - 適用除外一覧表（印は全部適用除外となる。印は一部適用除外で、表示面積や高さ等の制限がある。）

区分	適用除外される広告物等の範囲	例	適用除外の対象		
			禁止地域	禁止物件	許可地域
目的による除外	法令の規定により表示し、又は設置するもの	道路標識、建築確認の表示等			
	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するもの	交通安全標語等			
	公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件	選挙ポスター、立札等			
	公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示する広告物等	公園のベンチ、彫刻等			
	自家用広告物等（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業等の内容を表示するために、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置するもの）	表札、商店、販売会社等			
	管理用広告物等（自己の所有し、又は管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの）	危険につき立ち入り禁止、会社所有地等			
	臨時的、仮設的又は慣習的なもの (1)冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に表示し、又は設置するもの (2)講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示し、又は設置するもの (3)その他臨時的、仮設的又は慣習的なもの	コンサート、会場、神社祭礼、家→等			
道標、案内図板等（道標、案内図板その他公共的目的をもって、又は公衆の利便に供することを目的として表示し、又は設置する広告物等）	公共(観光)案内図板等				
種類による除外	野立ての広告物等(建物敷地外に設置される広告塔、広告板で他の広告物の種類に該当しないもの)	商店、病院等			
	はり紙、立て看板等、横断幕等 (1)はり札等 (2)広告旗 (3)広告幕 (4)電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示し、又は設置するもの (5)車輛、船舶等に表示し、又は設置するもの (6)アーチ (7)アドバルーン				

(2) 一部適用除外の内容

一部適用除外される広告物等の表示面積や高さ等の制限内容は、下表の基準のとおりである。

なお、この基準以上の広告物は、該当する禁止地域や許可地域の許可基準に基づき許可を受ける必要がある。

表 2 - 一部適用除外の制限の基準（適用除外一覧表の 印箇所の制限の内容）

適用除外される広告物等の範囲		表示面積等の制限の基準
公益上必要な施設、物件に寄贈名等を表示する広告物等		表示面積が公益上必要な施設又は物件の表示面積の10分の1以下（禁止地域、禁止物件、許可地域とも同じ）
自家用広告物等	突き出し広告物又は壁面広告物等	表示面積が30㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
	屋上広告物	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が30㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
	敷地内広告物	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が20㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
管理用広告物等		高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が10㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
道標、案内図板等		高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が5㎡以下のもの（禁止地域、許可地域とも同じ）
野立ての広告物等		高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が10㎡以下のもの